

職員の部分休業の承認に係る権限の委任について（例規）

（最終改正：平成20年7月9日 務第53号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく職員の部分休業の承認に係る警察本部長の権限を、当該職員が所属する所属の長に委任することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。